

平成 23 年 11 月 16 日

各 位

会 社 名 RHトラベラー株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長CEO 周 泰鳳
(JASDAQ・コード9838)
問合せ先
役職・氏名 コーポレート本部長 齋藤 茂
電 話 03-3234-8391

レッドホース・ホールディングス・リミテッド及びトラベラー・ホールディングス
による当社の株券等に対する公開買付け結果に関するお知らせ

レッドホース・ホールディングス・リミテッド（英語名：REDHORSE HOLDINGS LIMITED）及びトラベラー・ホールディングス（英語名：Traveler Holdings）（両社を総称して、以下「共同公開買付者」といいます。）による当社の発行済普通株式及び平成 21 年 10 月 28 日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、平成 23 年 11 月 15 日をもって終了し、共同公開買付者より添付のとおり、本公開買付けの結果が公表されましたので、お知らせいたします。

なお、本公開買付けに係る応募株券等の数の合計が、買付予定数の下限以上となりましたので、本公開買付けは成立しております。

以 上

添付資料：「RHトラベラー株式会社に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

平成 23 年 11 月 16 日

各位

ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-1203、
私書箱 30592 号、64 アース・クロース、ランド
マーク・スクウェア 3 階
トラベラー・ホールディングス
取締役 周泰鳳

香港、コーズウェイ・ベイ、ヒューザン・アベ
ニュー18、17 階 1702 号室
レッドホース・ホールディングス・リミテッド
取締役 周泰鳳

RH トラベラー株式会社に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

Traveler Holdings（以下「トラベラー・ホールディングス」といいます。）及び REDHORSE HOLDINGS LIMITED（以下「RHL」といい、トラベラー・ホールディングスと総称して「共同公開買付者」といいます。）は、平成 23 年 9 月 15 日より、RH トラベラー株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式及び新株予約権の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施しておりましたが、本公開買付けが平成 23 年 11 月 15 日をもって終了いたしましたので、その結果について下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

トラベラー・ホールディングス (Traveler Holdings)

ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-1203、私書箱 30592 号、64 アース・クロース、ランドマーク・スクウェア 3 階

(Landmark Square, 3rd Floor, 64 Earth Close, P.O. Box 30592, Grand Cayman KY1-1203, Cayman Islands)

レッドホース・ホールディングス・リミテッド (REDHORSE HOLDINGS LIMITED)

香港、コーズウェイ・ベイ、ヒューザン・アベニュー18、17 階 1702 号室
(FLAT/RM 1702 17/F, 18 Hysan Avenue, Causeway Bay, Hong Kong)

(2) 対象者の名称

RH トラベラー株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

① 普通株式

② 新株予約権

平成 21 年 10 月 28 日開催の臨時取締役会の決議に基づき発行された新株予約権

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
7,515,312 株	4,893,542 株	一株

(注 1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、本公開買付けにより共同公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数（株式に換算したもの）を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が平成 23 年 8 月 8 日付で提出した第 50 期第 1 四半期報告書に記載された平成 23 年 8 月 8 日現在の発行済株式総数（7,428,000 株）に、平成 23 年 6 月 20 日付で提出した第 49 期有価証券報告書に記載された平成 23 年 5 月 31 日現在の本新株予約権の目的となる対象者の普通株式の数（685,000 株）を加えた数（8,113,000 株）から、本公開買付けを通じて取得する予定のない平成 23 年 8 月 29 日に提出された四半期報告書の訂正報告書（第 50 期第 1 四半期）に記載された平成 23 年 6 月 30 日現在の対象者が保有する自己株式数（12,688 株）、本書提出日現在 RHL が保有する対象者普通株式数（350,000 株）及び RHL が所有する新株予約権の目的となる対象者の普通株式の数（235,000 株）を控除した株式数（7,515,312 株）になります。なお、対象者によれば、第 50 期第 1 四半期期間中に本新株予約権の権利行使はなされておらず、本新株予約権の目的となる対象者の普通株式の数及びそれに係る議決権の数は、平成 23 年 5 月 31 日から同年 6 月 30 日の間に変動していないとのことです。

(注 2) 「買付予定数の下限」は、対象者が平成 23 年 8 月 8 日付で提出した第 50 期第 1 四半期報告書に記載された平成 23 年 8 月 8 日現在の発行済株式総数（7,428,000 株）に、平成 23 年 6 月 20 日付で提出した第 49 期有価証券報告書に記載された平成 23 年 5 月 31 日現在の本新株予約権の目的となる対象者の普通株式の数（685,000 株）を加えた数（8,113,000 株）から、本公開買付けを通じて取得する予定のない対象者が平成 23 年

8月29日付で提出した四半期報告書の訂正報告書（第50期第1四半期）に記載された平成23年6月30日現在の対象者が保有する自己株式数（12,688株）及び、RHLは本新株予約権を行使しないため、RHLが保有する新株予約権の目的となる対象者の普通株式の数（235,000株）も控除した数（7,865,312株）の3分の2の数（5,243,542株）から、RHLが保有する対象者普通株式数（350,000株）を控除した株式数（4,893,542株）になります。なお、対象者によれば、第50期第1四半期期間中に本新株予約権の権利行使はなされておらず、本新株予約権の目的となる対象者の普通株式の数及びそれに係る議決権の数は、平成23年5月31日から同年6月30日の間に変動していないとのことです。

- (注3) 応募株券等の数の合計が「買付予定数の下限」（4,893,542株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が「買付予定数の下限」以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。
- (注4) 単元未満株式も本公開買付けの対象となります。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注5) 公開買付け期間末日までに本新株予約権が行使された場合には、当該行使により発行又は移転される対象者の普通株式についても本公開買付けの対象とします。
- (注6) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

平成23年9月15日（木曜日）から平成23年11月15日（火曜日）まで
（40営業日）

(6) 買付け等の価格

- ① 普通株式 1株につき金118円
- ② 新株予約権 1個につき金1円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（4,893,542株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の総数（6,767,421株）が、買付予

定数の下限（4,893,542 株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 23 年 11 月 16 日に、報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	6,317,421 株	6,317,421 株
新株予約権証券	450,000 株	450,000 株
新株予約権付社債券	—株	—株
株券等信託受益証券	—株	—株
株券等預託証券	—株	—株
合計	6,767,421 株	6,767,421 株
(潜在株券等の数の合計)	—	(450,000 株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	585 個	(買付け等前における株券等所有割合 7.22%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	—個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	7,352 個	(買付け等後における株券等所有割合 90.78%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	—個	(買付け等後における株券等所有割合 —%)
対象者の総株主等の議決権の数	7,402 個	

(注 1) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)」は、共同公開買付者が所有する株券等に係る議決権の数の合

計を記載しております。

- (注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成23年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者の第50期第2四半期報告書(平成23年11月8日提出)に記載された平成23年9月30日現在の総株主の議決権の数です。ただし、本新株予約権及び単元未満株式のいずれについても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、第49期有価証券報告書(平成23年6月20日提出)に記載された平成23年5月31日現在の本新株予約権の目的となる対象者株式の議決権の最大数(685個)及び単元未満株式に係る議決権の数(上記四半期報告書に記載された平成23年9月30日時点の単元未満株式13,000株から、同四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の対象者の保有する単元未満自己株式568株を控除した株式12,432株に係る議決権の数である12個)を加えて、分母を8,099個として計算しております。
- (注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

- (5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
株式会社 SBI 証券 東京都港区六本木一丁目6番1号
- ② 決済の開始日
平成23年11月22日(火曜日)
- ③ 決済の方法
公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。
買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付け代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等につきましては、本公開買付けに係る公開買付け開始公告及び公開買付け届出書記載の内容から変更はありません。

4. 公開買付け報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社大阪証券取引所

大阪市中央区北浜1丁目8番16号

以 上